

袋井市耐震改修促進計画

平成 19 年 9 月

(平成 25 年 3 月改訂)

(平成 28 年 4 月改訂)

(平成 31 年 4 月改訂)

(令和 3 年 4 月改訂)

(令和 4 年 4 月改訂)

(令和 6 年 4 月改訂)

(令和 7 年 4 月改訂)

(令和 8 年 4 月改訂)

袋 井 市

目 次

1 背景・目的	1
2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
(1) 想定される地震の規模と被害の状況	2
(2) 耐震化の現状と目標設定	3
3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	7
(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針	7
(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策	8
(3) 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備	10
(4) 地震時の総合的な安全対策	10
(5) 優先的に着手すべき建築物等の設定	11
(6) 非構造部材等の落下防止対策	11
4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及	12
(1) ハザードマップ等の活用	12
(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実	12
(3) パンフレット等の活用	12
(4) 自治会・自主防災隊等との連携	12
(5) ダイレクトメール・戸別訪問等の実施	12
5 静岡県・関係団体との連携に関する事項	13
(1) 静岡県との連携	13
(2) 関係団体との連携	13
6 その他	14
資料編	15～

1 背景・目的

平成7年1月17日に発生した「阪神・淡路大震災」では、住宅・建築物の倒壊等により多くの尊い人命が奪われたことから、この教訓を踏まえ、平成7年10月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)」(以下、「耐震改修促進法」という。)が制定され、全国的に建築物の耐震化の取組が進められてきた。

その後、平成16年10月の「新潟県中越地震」、平成17年3月の「福岡県西方沖地震」など、大地震が頻発したことから、既存建築物の耐震性の向上については、内閣総理大臣が会長となる「中央防災会議」で決定された、「建築物の耐震化緊急対策方針」(平成17年9月)において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略(平成17年3月)においても、今後10年間に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標達成の最重要課題とされ、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが大切な人命や財産を守ることとなり、さらには街の安全に繋がるという理由から、「耐震改修促進法」が平成17年11月に改正され、平成18年1月から施行された。

この法改正では、国土交通大臣が定めた既存建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成18年1月25日国土交通省告示第184号)により、国、地方公共団体、所有者等の役割分担、公共建築物の耐震化の促進等が定められ、また、法律の条文において、都道府県は国の方針に基づき建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めることが義務付けられ、市町村は努力義務化された。

また、平成23年3月に発生した「東日本大震災」では、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が奪われるなど、甚大な被害をもたらした。これを受け、建築物の地震対策の見直しが緊急の課題とされ、平成25年2月に取りまとめられた社会資本整備審議会の第一答申「住宅・建築物の耐震化促進方策のあり方について」を踏まえ、「耐震改修促進法」が平成25年5月に改正され、同年11月に施行された。この法改正では、病院、店舗、旅館等の不特定多数の方が利用する建築物及び学校、老人ホーム等の避難に配慮を必要とする方が利用する建築物のうち大規模なものなどについて、耐震診断を行い報告することを義務付けられた。

その後も、平成28年4月に熊本地震、平成30年6月に大阪府北部地震、同年9月に北海道胆振東部地震、令和6年1月に能登半島地震と、全国各地で大規模な地震が発生しており、大地震はいつ、どこで発生してもおかしくない状況にある。また、東海地震、

東南海・南海地震及び首都直下型地震は、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

袋井市耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、耐震改修促進法第6条第1項に基づき、袋井市（以下「本市」という。）として予想される大地震に対する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることを目的に計画を策定し、市民の命を守る安全・安心な地域づくりの実現を目指すものである。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定

（1）想定される地震の規模と被害の状況

平成25年6月27日に公表された静岡県第4次地震被害想定では、発生頻度が比較的高く（駿河トラフ・南海トラフでは、約100～150年に1回）、発生すれば大きな被害をもたらすレベル1の地震・津波（駿河トラフ地震）と、発生頻度はきわめて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮したレベル2の地震・津波（南海トラフ巨大地震）の二つのレベルの地震・津波が想定された。

本市における静岡県第4次地震被害想定の詳細はレベル2の地震・津波が発生した場合、震度分布は震度6強～7となり、全壊・焼失棟数約15,000棟、半壊凍数約9,600棟の建物被害が想定されるとともに、死者数約600人、重傷者数約2,700人、軽傷者数約3,000人の人的被害が想定される（表2-1-1）。

表 2-1-1 駿河トラフ・南海トラフ地震被害想定（第4次被害想定（袋井市分））

地震種別		東海地震、 東海・東南海地震、 東海・東南海・南海地震	南海トラフ巨大地震 東側ケース
レベル		レベル1	レベル2
震度		震度6強（38.5%） 震度7（61.5%）	震度6強（13.9%） 震度7（86.1%）
マグニチュード		8.0～8.7程度	9.0程度
建物被害	全壊・焼失	約13,000棟	約15,000棟
	半壊	約9,300棟	約9,600棟
人的被害	死者	約400人	約600人
	重傷者	約2,300人	約2,700人
	軽傷者	約2,600人	約3,000人

表 2-1-2 南海トラフ巨大地震による袋井市の最大物的被害（全壊・焼失数）内訳 （単位：棟）

区分	揺れ	液状化	人口造成地	山・崖崩れ	火災	計
被害棟数	約 12,000	約 40	約 1,900	約 30	約 800	約 15,000

表 2-1-3 南海トラフ巨大地震による袋井市の最大人的被害（死者数）内訳 （単位：人）

区分	建物倒壊		津波	山・崖崩れ	火災	計
		屋内※				
被害者数	約 600 人	約 50 人	約 10 人	—	約 70 人	約 600 人

※100 人未満切捨て

※屋内：屋内収容物移動・転倒、屋内落下物

（2）耐震化の現状と目標設定

ア 住宅

本市では、平成 7 年の阪神淡路大震災を受け、県内でもいち早く旧耐震基準で建てられた耐震性能の低い建築物の耐震診断に対して補助を行い、建築物の耐震化に取り組んできた。その後、県のプロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の開始に合わせ、平成 13 年度からは無料の耐震診断を、平成 14 年度からは耐震補強計画・工事への助成を開始し、高齢者世帯への支援拡充や市独自の上乗せ補助等を実施してきた。

この結果、令和 5 年の住宅・土地統計調査によると、本市の住宅の耐震化の状況は、居住世帯のある住宅 33,860 戸のうち、耐震性がある住宅は約 32,995 戸で、耐震化率は 97.4%である（表 2-2）。

今後、駿河トラフ・南海トラフ地震による人的被害を軽減や、感染症蔓延防止に向けた避難所への集中抑制等のためにも、減災効果の高い住宅の耐震化に継続的に取り組んでいく必要がある。

また、旧耐震基準の住宅・建築物は築 40 年以上経過していることや、空き家の発生を抑制するため、これまでの耐震改修だけではなく、除却・住み替え等も併せて推進していく必要がある。

以上の状況や静岡県耐震改修促進計画等を踏まえ、住宅の耐震化を令和 12 年度末までに概ね解消することを目標とする。

表 2-2 住宅の耐震化の現状と耐震化の目標（令和5年住宅・土地統計調査（袋井市）による）（単位：戸）

区分	S56年以降の住宅①	S55年以前の住宅②	住宅数④ (①+②)	耐震性有住宅数⑤ (①+③)	現状の耐震化率 (%) (R5年度) ⑤/④	耐震化率の目標 (R12年度末)
	うち S56年～H12年	うち 耐震性有③				
木造	17,771	4,109	21,880	21,116	96.5	—
	7,480	3,345				
非木	11,276	704	11,980	11,879	99.1	—
	4,280	603				
合計	29,047	4,813	33,860	32,995	97.4	概ね解消
	11,760	3,948				

令和5年の住宅・土地統計調査によると、昭和55年以前に建築された住宅のうち、令和元年から令和5年までに耐震改修を実施した住宅（持ち家）の戸数は5年間で500棟実施されており、年間平均は約100棟となっている（表2-3）。

また、プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実績は、木造住宅耐震補強助成事業に対する補助金を平成23年1月から補助限度額を拡充したことなどにより実施件数が増加した（表2-4）。

なお、平成30年度以降は、それまでの補助事業の成果により、修正前の本計画における令和2年度の住宅の耐震化率の目標値95%を概ね達成する見込みが立ったことから、規模を縮小し補助事業を実施している。

表 2-3 住宅（持ち家）の耐震改修状況（令和5年住宅・土地統計調査（袋井市）による）

（単位：戸）

区分	S55年以前住宅戸数	うち耐震工事済				計
		～H20	～H25	～H30	～R5	
木造住宅	4,109	703	622	470	460	2,255
非木造住宅	704	15	52	30	40	137
合計	4,813	718	674	500	500	2,392

表 2-4 プロジェクト「TOUKAI-0」総合支援事業の実績（袋井市）（単位：件）

事業名	～ H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	合計
わが家の専門家診断事業 （住宅の耐震診断）	1,842	23	10	8	9	10	20	48	41	24	2,035
木造住宅補強計画策定事業 （補強計画）	1,232	73	24	13	4	—	—	—	—	—	1,346
木造住宅耐震補強助成事業 （耐震改修）	1,061	66	20	8	9	0	0	—	—	—	1,164
木造住宅耐震改修助成事業 （補強計画耐震改修一体型）	—	—	—	0	1	3	6	4	10	19	43
建築物等耐震診断事業 （建築物の耐震診断）	10	0	1	0	0	0	0	0	0	0	11
建築物等耐震診断事業 （公会堂の耐震診断）	13	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13

イ 建築物

（ア）特定建築物

法第 14 条第 1 号に規定する多数の者が利用する一定規模以上の建築物特定建築物（以下「特定建築物」という。）は、実弟調査の結果によると、耐震化率は 97.4% となっている。東海地震による経済被害額を軽減させるためには、減災効果の大きな特定建築物の耐震化を継続的に取り組んでいく必要があり、静岡県耐震改修促進計画に合わせ、多数の者が利用する特定建築物の耐震化率を令和 12 年度末に概ね解消とすることを目標とする（表 2-5）。

また、多数の者が利用する特定建築物のうち、公共建築物と災害時の拠点となる建築物については耐震化率を 100%、民間建築物については 97% を目標とし、多数の者が利用する特定建築物を「災害時の拠点となる建築物」、「不特定多数の者が利用する建築物」、「特定多数の者が利用する建築物」に区分し、それぞれの用途ごと耐震化の目標も設定する（表 2-6）。

表 2-5 特定建築物の耐震化の現状と目標（令和 6 年 3 月末現在）（単位：棟）

法	S56 年 6 月以降 の建築物 ①	S56 年 5 月以前 の建築物②	建築物数 ④ (①+②)	耐震性有 建築物数 ⑤ (①+③)	現状の 耐震化率 (%) (R 6 年度末) ⑤/④	耐震化率 の目標 (R12 年度末)
		うち耐震性有③				
法第 14 条 第 1 号	170	60	230	224	97.4	概ね解消
		54				

表 2-6 特定建築物の耐震化の現状と目標 (令和 6 年 3 月末現在)

(単位:棟、%)

特定建築物		S56年 6月以降 の建築物 ①	S56年 5月以前 の建築物 ②	建築物数 ③ (①+②)	耐震性有 建築物数 ④	耐震化率* (R6年度末) (%) (④/③)	耐震化率 の目標 (R12年度末) (%)	
法	用途							
法第14条第1号	災害時の拠点となる建築物	県庁、市役所、町役場、警察署、消防署、幼稚園、小・中学校、高校、病院、診療所、老人ホーム、老人福祉センター、体育館等	55	33	88	88	100	100
		公共建築物	36	33	69	69	100	100
		民間建築物	19	0	19	19	100	100
	不特定の者が利用する建築物	百貨店、飲食店、ホテル・旅館、映画館、遊技場、美術館、博物館、銀行等	13	0	13	13	100	100
		公共建築物	2	0	2	2	100	100
		民間建築物	11	0	11	11	100	100
	特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿、事務所、工場等	102	27	129	123	95.3	98.0
		公共建築物	13	11	24	24	100	100
		民間建築物	89	16	105	99	94.3	97.0
	計		170	60	230	224	97.4	99.0
公共建築物		51	44	95	95	100	100	
民間建築物		119	16	135	129	95.6	97.0	

(イ) 大規模建築物 (法附則第3条)

国は平成25年の法改正で、不特定多数の者が利用する建築物や避難弱者が利用する建築物のうち大規模なものを要緊急安全確認大規模建築物（以下「大規模建築物」という。）と位置付け、耐震診断の実施及び診断結果の報告を義務付けた。

本市においては、全棟の耐震診断が完了しており、その結果、耐震化率は100%となっている。

(ウ) 沿道建築物

沿道建築物が地震によって倒壊した際に、自衛隊や消防、警察等の広域応援部隊の緊急車両の通行を確保するとともに、原子力災害による相当多数の県民の円滑な避難が困難になることを防止するため、法第5条第3項第2号の規定に基づき、沿道建築物の所有者に耐震診断の実施及び結果の報告を義務付ける道路を、県が平成31年4月1日に定めた。さらに、政令第4条第1号に規定する建築物の耐震診断の結果の報告期限について、県が令和4年3月31日と定めた。

これに伴い、県が耐震診断義務付け対象建築物の精査を行った結果、本市における避難路沿道建築物は当初2棟が該当していたが、令和8年4月1日時点ではいずれも解消されている。

(エ) 市所有の公共建築物

本市では、学校、庁舎等の公共建築物について耐震診断を行うとともに、具体的な耐震化の目標と整備プログラムを策定に取り組んでおり、平成17年3月、市所有の公共建築物（以下「市有建築物」という。）の耐震性能に係るリストを公表し、その後、逐次更新してきた。

令和6年10月末時点で、市有建築物の耐震化率は99.3%（静岡県が想定している東海地震に対する耐震化率）であり、東海地震に対して耐震性能がやや劣るランクⅡの建築物2棟について耐震化・減災化（実施方法は、耐震補強、建替え、解体、用途廃止等）を検討していく（表2-7）。

表2-7 市有建築物の耐震性能（令和6年10月末現在）

建築物の用途※ ¹	東海地震に対する耐震性能を表わすランク※ ²					計
	Ⅰ		耐震金物	Ⅱ	Ⅲ	
	Ia	Ib				
(1) 災害時の拠点となる建築物	117棟	71棟	11棟	1棟	0棟	200棟
(2) 多数の者が利用する建築物	16棟	14棟	0棟	1棟	0棟	23棟
(3) 市営住宅	19棟	13棟	0棟	0棟	0棟	32棟
(4) その他の主要な建築物	4棟	1棟	0棟	0棟	0棟	5棟
計	156棟	101棟	11棟	2棟	0棟	270棟
構成割合	57.8%	37.4%	4.1%	0.7%	0%	
東海地震に対する耐震化率※ ³			99.3%	0.7%		
(参考) 建築基準法上の耐震化率※ ⁴			100%			

※1・2 東海地震に対する耐震性能を表すランクは静岡県が独自に定めたものであり、耐震性能を表わすランク（Ⅰ～Ⅲ）及び建築物の用途（(1)～(4)）の内容について資料編参照（P12～）

※3 東海地震に対して耐震性を有するとされる建築物はランクⅠ

※4 建築基準法上で耐震性を有するとされる建築物はランクⅠとランクⅡ

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

(1) 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者等が自ら及び地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。本市は、こうした所有者等の取組をできる限り支援する観点から、所有者等にとって耐震診断、耐震改修等を行いやすい環

境の整備や負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じ、耐震改修実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組方針とする。

(2) 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策

市民に対し建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について周知・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震診断及び耐震改修等の補助制度と国・県の支援制度（耐震改修促進税制、住宅ローン減税、住宅リフォーム支援）を活用しながら、建築物の耐震改修を促進していく。

また、旧耐震基準の住宅・建築物は築40年以上経過していることや、空き家の発生を抑制するため、これまでの耐震改修だけではなく、除却や住み替え等も併せて促進していく。

表 3-1 プロジェクト「TOUKAI-0+」総合支援事業による補助事業の概要（令和 8 年 4 月 1 日現在）

区分	【事業名】 概要	対象建築物・地域	補助率			
			国	県	市	
木造住宅	耐震診断	【わが家の専門家診断事業】 市が行う専門家による無料診断	昭和 56 年 5 月以前	1/2	1/4	1/4
	補強計画工事	【木造住宅耐震改修助成事業】 耐震補強計画の策定・耐震補強工事に対する補助 ^{※1}	昭和 56 年 5 月以前 耐震評点 1.0 未満	1/2	1/4	1/4
	除却	【木造住宅除却等助成事業】 除却に対する補助 一般世帯	昭和 56 年 5 月以前 災害リスク解消地区 ^{※2} 内の耐震 評点 1.0 未満 調査票 ^{※3} により倒壊の危険性が あると判断できる	11.5%	5.75%	5.75%
		高齢者等世帯等	昭和 56 年 5 月以前 市内全域の耐震評点 1.0 未満 調査票 ^{※3} により倒壊の危険性が あると判断できる	11.5%	5.75%	5.75%
		空き家	昭和 56 年 5 月以前 市内全域の耐震評点 1.0 未満 調査票 ^{※3} により倒壊の危険性が あると判断できる	11.5%		11.5%
	建替	【木造住宅除却等助成事業】 建替えに対する補助 一般世帯、高齢者等世帯	昭和 56 年 5 月以前 災害リスク解消地区 ^{※2} 内の耐震 評点 1.0 未満 調査票 ^{※3} により倒壊の危険性が あると判断できる	11.5%	5.75%	5.75%
		三世帯同居・近居世帯	昭和 56 年 5 月以前 市内全域の耐震評点 1.0 未満 調査票 ^{※3} により倒壊の危険性が あると判断できる	11.5%	5.75%	5.75%
移転	【木造住宅除却等助成事業】 移転に対する補助 (高齢者等世帯)	昭和 56 年 5 月以前 市内全域の耐震評点 1.0 未満の 住宅の除却に伴う移転		10 万円		
住宅	耐風診断	【住宅屋根耐風改修促進事業】 瓦屋根の耐風診断に対する補助	令和 4 年 1 月以前 市内全域の住宅の瓦屋根	1/3	1/6	1/6
	耐風改修	【住宅屋根耐風改修促進事業】 瓦屋根の耐風改修に対する補助	令和 4 年 1 月以前 市内全域の耐風性能を満たさない 住宅の瓦屋根	11.5%	5.75%	5.75%
建築物等	耐震診断	【建築物等耐震診断事業】 耐震診断に対する補助	昭和 56 年 5 月以前の木造住宅以 外の建物	1/3	1/6	1/6
		自治会公会堂	1/3	1/6	1/2	
ブロック塀	撤去	【ブロック塀等撤去事業】 撤去に対する補助	市内全域の危険なブロック塀等	1/4	1/8	1/8
			津波避難困難地域、通学路、避難 地、避難路及び緊急輸送路に面す る危険なブロック塀等	1/3	1/6	1/6
	改善	【ブロック塀等改善事業】 改善に対する補助	津波避難困難地域、通学路、避難 地、避難路及び緊急輸送路に面す る危険なブロック塀等	1/3	1/6	1/6

※ 1 木造住宅の耐震補強工事は、全階の耐震性能を確保することが望ましいが、過去の地震被害において特に 1 階の被害が大きかったことを踏まえ、住宅の倒壊から命を守ることを最優先とするため、木造住宅耐震改修助成事業は最低限 1 階部分の耐震性能を確保することを補助要件とし、2 階以上の耐震性能の確保は任意とする。

※ 2 袋井市防災都市づくり計画で定める総合的な災害リスク評価 4・5 の地区（一部地域を除く）をいう。

※ 3 住宅・建築物耐震改修事業を活用した旧耐震基準の木造住宅の除却における耐震診断について（技術的助言）（令和 6 年 1 月 30 日付け国住市第 40 号）（別添）旧耐震基準の木造住宅の除却における容易な耐震診断調査票をいう。

(3) 安心して耐震改修等を行うことができる環境の整備

ア 専門技術者の養成と相談体制の整備

県では建築士等を対象とした講習会を開催し、「わが家の専門家診断事業（木造住宅の耐震診断・相談）」を行う専門家「静岡県耐震診断補強相談士」を養成し、登録している。

また、静岡県耐震診断補強相談士は、「わが家の専門家診断」を受診した市民に対して、診断結果の報告の際に、安心して補強工事を行うことができるよう、耐震補強の方法や事例、補助制度、手続き等について、分かりやすく丁寧な説明を行う。

イ 専門家・技術者・市民向け講習会の開催

「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会を活用し、建築物の耐震診断、耐震改修等の必要性について普及啓発を図る。

(4) 地震時の総合的な安全対策

ア 事前の対策

過去の震災における被害の状況から、津波対策、液状化対策、ブロック塀等の安全対策、窓ガラスの飛散防止対策、照明器具の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策及び大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策の必要性が改めて指摘されている。このため、本市は県と連携し被害の発生するおそれのある建物を把握するとともに、建物所有者等に必要な対策を講じるよう指導しており、今後も、引き続き、指導していく。

特に、「津波防災地域づくりに関する法律」で規定される津波災害警戒区域等や袋井市地域防災計画で定められた津波避難対象地域においては、避難路のブロック塀等の安全対策、津波避難ビル等の整備などの津波による被害の軽減に努める。

また、平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震によるブロック塀の倒壊被害を受け、通学路沿いのブロック塀等の安全性確保に向けた取り組みを促進する。

液状化対策としては、「袋井市液状化危険度マップ」による市民への情報提供を行うとともに、専門家による相談体制の確立や対策工法の紹介を行う。

イ 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定が必要な場合は、本市は「市地震被災建築物応急危険度判定実施本部」を設置し、その旨を県に連絡する。併せて被災者等への周知など、判定実施に必要な措置を講じる

とともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、判定士の受け入れなど、必要な措置を講じる。

また、被災建築物の被災区分度判定の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物等については、「震災建築物の被災区分判定基準及び復旧技術指針（財団法人日本建築防災協会）」及び県が策定する「住宅の応急修理実施要領（静岡県）」に基づき、家屋の応急復旧を行う。

（５）優先的に着手すべき建築物等の設定

ア 優先的に着手すべき建築物

（ア）災害応急対策の拠点となる庁舎コミュニティセンター、消防署、医療活動の中心となる病院、避難所となる学校及び体育館等、その他防災上特に重要な既存建築物

（イ）耐震改修促進法の特定建築物

（ウ）木造住宅

イ 重点的に耐震化すべき地区

（ア）静岡県地震対策推進条例第 15 条第 5 項の緊急輸送路、避難地等の沿道

（イ）袋井市防災都市づくり計画における総合的な災害リスク評価 4・5 の地区

ウ 避難路沿道等として重点的に安全確保を行うブロック塀等

（ア）静岡県地震対策推進条例第 15 条第 5 項の緊急輸送路、避難路又は避難地等に面するブロック塀等

（イ）津波避難困難地域(国道 150 号から南側の地域)内の道路に面するブロック塀等

（ウ）市内の各小中学校が決定し、袋井市教育委員会が承認した通学路に面するブロック塀等

（６）非構造部材等の落下防止対策

地震発生時における瓦の脱落や、近年、激甚化・頻発化する気象災害による瓦の飛散等による被害を軽減するとともに、災害発生時における住宅の安全を確保し、在宅避難を可能とするため、市内全域における建築基準法の告示基準（昭和 46 年建設省告示第 109 号）に適合しない瓦屋根について、強風に対し安全な構造となるよう、耐風改修を促進する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

(1) ハザードマップ等の活用

本市では、「袋井市地震防災マップ」、「袋井市液状化危険度マップ」を作成し、市民への全戸配布により周知に努めている。

(2) 相談体制の整備及び情報提供の充実

本市では、都市建設部建築住宅課及び危機管理部危機管理課を耐震対策の相談窓口として、わが家の専門家診断、家庭内家具固定の申込みや各種補助事業の申請のほか、住民からの相談に応じている。

また、市ホームページや市広報等において、建築物の耐震化に必要な情報を公開し、各種補助制度等について、市民だけではなく設計者や施工者にもわかりやすく解説している。

さらに、「建築物防災週間」及び「地震防災強化月間」等の各種行事やイベントの機会を活用し、建築物の耐震診断及び耐震改修の必要性について普及啓発を図っている。

(3) パンフレット等の活用

本市では、広報にて各種補助制度の紹介を行うとともに、市民向けに制度の流れを解説した啓発パンフレットや、わが家の専門家診断や家庭内家具固定の実施を考えている方のためのパンフレット（兼申請書）を活用し、市民に説明している。

また、避難所での感染症対策も必要であることから、県が作成する地震後の長期にわたる避難生活をイメージできるパンフレットを活用し、地震後に住み慣れた自宅で避難生活を送れるよう、耐震化の必要性を周知していく。

(4) 自治会・自主防災隊等との連携

地震防災対策の基本は、「自らの命は自ら守る」、「自らの地域は皆で守る」であり、地域が連携して地震対策を講じることが重要である。市内には、152 の自主防災隊があり、本市と連携した活動を継続的に行っている。

本市は自治会や自主防災隊等に対して耐震診断又は家庭内家具固定を啓発するため、地域防災指導員等との連携により出張講座の開催など、必要な支援を行うこととする。

(5) ダイレクトメール・戸別訪問等の実施

本市は県と連携して「わが家の専門家診断」の受診を促進させ、耐震補強工事へ誘導していくため耐震診断未実施の住宅等に対して、ダイレクトメールを送付する。

平成 25 年度に実施した戸別訪問については、市内の昭和 56 年 5 月以前に建てられ

耐震工事が行われていない木造住宅約 4,758 戸を戸別訪問し、住宅所有者に対して住宅の耐震化の必要性や耐震に関する啓発を実施した。また、同時に住宅所有者へ聞き取りを行い、補強計画や補強工事に対する意向の確認を行った。

今後は、袋井市住宅耐震化緊急促進アクションプログラムに基づき、住宅耐震化の周知・啓発を効果的に実施するとともに、ダイレクトメール、戸別訪問等により耐震改修に至っていない理由や世帯の状況等を把握して、各世帯の実情に応じて除却・住み替え等の対策も含めて幅広い対策を提案するなど、対応していく。

5 静岡県・関係団体との連携に関する事項

(1) 静岡県との連携

本市と県は、住宅・建築物の所有者等の役割を念頭に、それぞれの役割のもと連携し、所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備、負担軽減のための制度の構築等に取り組んでいく。

また、「静岡県建築行政連絡会議」内に設置した「耐震改修部会」を活用して、「耐震改修促進法」に基づく耐震改修計画の認定事務の円滑化及び平準化に務めるとともに、既存建築物の地震対策について意見交換及び情報交換に務め、県(特定行政庁)と連携を図りながら既存建築物の耐震診断及び耐震改修を促進する。

(2) 関係団体との連携

ア 住宅・建築物の耐震化の促進

(公社)静岡県建築士会、(一社)静岡県建築設計事務所協会をはじめ、県内の建築関係 11 団体で構成されている静岡県住宅・建築物耐震化推進協議会(旧:静岡県木造住宅耐震化推進協議会。以下、「協議会」という。)が平成 15 年に設立され、以下の事業により住宅・建築物の耐震化を促進している。今後も協議会と協働し、市民への働きかけや市の相談業務の補完等を実施する。

(ア) 住宅・建築物の地震対策に関する普及、啓発活動

(イ) 住宅・建築物の耐震診断、耐震改修の促進

(ウ) 住宅・建築物の耐震に関する研修会、講習会等の開催

(エ) 耐震関連業務の受託

(オ) ブロック塀等の安全対策や家具等の転倒防止対策の推進

(カ) 会員の交流及び業務活性化

(キ) 地震後の被災建築物の復旧・復興活動

イ 液状化被害の軽減

(公社) 静岡県建築士会西部ブロック中遠地区等と連携し、以下の事業により液状化被害の軽減について努めていく。

(ア) 液状化に関する市民の相談への対応

(イ) 液状化対策に関する最新の情報の収集

(ウ) 新築増改築時における液状化の検討や対策の助言

(エ) 地震後の被害建築物の適切な復旧工法の情報提供と復旧の支援

6 その他

(1) 本計画は、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて検証し修正する。

(2) 本計画を実施するに当たり、必要な事項は別途定める。

【お問合せ先】

袋井市 都市建設部 建築住宅課

〒437-8666 静岡県袋井市新屋一丁目1番地の1

TEL：0538-44-3120

FAX：0538-44-3145

E-mail：kenchiku@city.fukuroi.shizuoka.jp

URL：<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>

※計画は市ホームページのほか、窓口でもご覧いただけます。